

「京都市商店街の振興に関する条例（仮称）」骨子（案）について

—皆様の御意見をお寄せください—

京都市では、商店街が地域のにぎわいづくりに果たす役割を重視し、商店街の振興のために様々な取組を進めています。

しかしながら、商店街においては、商店会への未加入の店舗があることで、協力体制の低下、会費収入減少による財政基盤の脆弱化、街路灯など共同施設の維持管理への影響など多くの課題が発生しています。

そこで、京都市では、商店街の魅力向上を図るとともに、商店街の振興を通じた地域の発展と市民生活の向上を目指すため、「京都市商店街の振興に関する条例（仮称）」を制定することと致しました。

つきましては、条例の骨子案をまとめましたので、市民の皆様の貴重な御意見をお待ちしています。

●募集期間 平成21年11月2日（月）～平成21年11月25日（水）必着

●御意見の提出方法

7～8ページの御意見記入用紙に、差し支えなければ、住所、氏名、性別、年齢を記入のうえ（匿名でも構いません。）、御意見等をお書きください（他の様式でも可）。郵送、ファックス又は電子メールで受け付けています。

●御意見の提出先・お問い合わせ先

京都市産業観光局商工部商業振興課（市役所北庁舎1階）

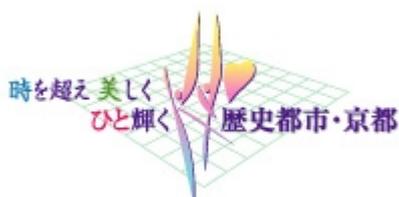
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電 話 075-222-3340

ファックス 075-251-1202

電子メール shogyo@city.kyoto.jp

お寄せいただいた御意見等は、後日、その概要及び御意見等に対する本市の考え方を取りまとめ公表する予定です。ただし、住所及び氏名の個人情報は一切公表致しません。また、御意見等に対する個別の回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。



「京都市商店街の振興に関する条例（仮称）」 骨子（案）

1 条例の目的

商店街が地域のにぎわいの創出に果たす役割の重要性から、商店街の振興に関し、その基本理念を定め、事業者、商店会、商店会連合会及び本市の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、商店街の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、商店街の振興を図り、もって地域の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

前述しましたとおり、現在、商店街では、商店会への未加入店舗があることで、協力体制の低下や、会費収入の減少により、商店街街路灯やアーケードなど共同施設の維持管理が困難となるなど多くの課題が発生しています。

しかしながら、商店街は、単に地域における買物の場であるのみならず、地域コミュニティの核の一つとして重要な役割を担っています。

そこで、本条例では、事業者、商店会、商店会連合会、本市、そして市民が相互に連携・協力し、商店街の抱える課題の解決と魅力ある商店街の形成に向けて取り組むことで、地域の発展と市民生活の向上を図ることを目的にしたいと考えています。

2 用語の定義

- ◇ 商店街とは、本市の区域内において小売業、サービス業その他の事業を営む者が集積している地域をいう。
- ◇ 事業者とは、商店街において事業を営む者をいう。
- ◇ 商店会とは、商店街振興組合その他事業者を構成員として組織された団体のうち、商店街の振興を目的として本市の区域内で活動するものをいう。
- ◇ 商店会連合会とは、商店街振興組合連合会その他商店会を構成員として組織された団体のうち、商店街の振興を図ることを目的として本市の区域内で活動する団体をいう。

本条例では、商店街の振興を目的として活動する主体を商店会と規定し、商店街という用語とは区別しています。商店会には、商店街振興組合など法律に基づいて設置された団体のほか、任意の団体も含まれます。

また、商店街で事業を営む者には、銀行やサービス業、飲食業など様々な業種が含まれます。

3 基本理念

商店街の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行う。

- ◇ 事業者、商店会及び商店会連合会が、創意工夫に基づき自発的に活動することにより、主要な役割を担うこと。
- ◇ 事業者、商店会、商店会連合会、本市及びその他の関係団体が相互に連携するとともに、市民の理解と協力を得ること。
- ◇ 消費者の利便性の向上、地域の生活環境との調和、地域の安心及び安全の確保、環境への負荷の低減に努めること。
- ◇ 地域のにぎわいの創出及び地域社会のきずなの強化に資するようにすること。

ここでは、条例の目的を達成するための基本的な理念を規定します。

商店街の振興においては、事業者、商店会、商店会連合会が、創意工夫に基づいて自発的に活動することで、主要な役割を担い、大学や地元自治会、NPO など地域の様々な人々と相互に連携することを基本理念としています。

また、商店街は、地域社会の一員として重要な役割を担っていることから、商店街の振興においては、消費者の利便性の向上、地域の生活環境との調和、地域の安心及び安全の確保、環境への負荷の低減に努めるとともに、地域のにぎわいづくりや地域社会のきずなの強化にも資するようにすることを基本理念としています。

4 事業者の責務

- ◇ 基本理念にのっとり、自らの事業の発展及び魅力の向上に努めなければならない。
- ◇ 商店会への加入その他の方法により、商店会の活動に対して協力するよう努めなければならない。
- ◇ 商店会が設立されていない商店街の区域内の事業者は、商店会を設立することにより、商店街の振興に努めなければならない。

ここでは、条例の目的を実現するために、事業者の果たすことのできる役割について、努力義務規定を設けます。

魅力あるお店づくりが個性的な商店街を作り出す源となることから、事業者の皆様には、自らの事業の発展と魅力の向上や、商店会への加入などを通じて商店会の活動に協力するよう努めていただくこととしています。

また、商店会が設立されていない商店街の区域内の事業者の皆様は、商店街の振興のために、新たな商店会の設立に努めていただくこととしています。

5 商店会の責務

- ◇ 基本理念にのっとり、消費者の利便性の向上のため、安心かつ安全で快適に買物をするところができる環境を整備し、魅力ある商店街の形成に努めなければならない。
- ◇ 創意工夫に基づき、事業計画の策定及び実施、経営の安定及び改善、後継者の育成、情報の収集及び提供その他の商店街の振興を図るための活動を自発的に行うよう努めなければならない。
- ◇ 事業者の商店会への加入の促進に努めるとともに、事業者に対して、その事業内容及び経理内容を明らかにしなければならない。

ここでは、条例の目的を実現するために、商店会の果たすことのできる役割について、努力義務規定を設けます。

商店会は、消費者の利便性の向上のため、安心かつ安全で快適に買物を楽しんでもらえる環境を整え、魅力の向上に努めていただくこととしています。

また、商店会は、創意工夫に基づき、商店街の振興に向けた事業計画の策定や実施、個々のお店の経営安定や改善、後継者の育成、商店街を取り巻く様々な情報の収集と提供、その他商店街の振興を図るための活動を自発的に行うよう努めていただくこととしています。

さらに、商店会は、事業者の商店会への加入の促進や、事業者に対して事業内容や予算、決算の内容を明らかにし、会計の明瞭化に努めていただくこととしています。

6 商店会連合会の責務

- ◇ 基本理念にのっとり、情報の収集及び提供、商店会の育成、商店会相互の連携その他の商店街の振興を図る活動の実施に努めなければならない。
- ◇ 事業者の加入の促進、会員の経営安定及び改善のための支援その他の会員の事業の発展を図るための商店会の活動に対し、支援するよう努めなければならない。
- ◇ 商店会が設立されていない商店街の区域内における商店会の設立に関し、事業者を支援するよう努めなければならない。

ここでは、条例の目的を実現するために、商店会連合会の果たすことのできる役割について、努力義務規定を設けます。

商店会連合会は、商店会を束ねる上部組織として、商店会の事業の発展や経営の改善のための情報の収集や提供、商店会相互の連携など、商店街の振興を図る活動や、個々の商店会が、事業者の加入促進、会員である個々の事業者の経営安定や改善のための支援など、会員の事業の発展のために活動を行う際は、その商店会を支援するよう努めていただくこととしています。

また、商店会連合会は、商店会が設立されていない商店街の街区内で、事業者が新しく商店会を設立しようとするときは、支援するよう努めていただくこととしています。

7 本市の責務

基本理念にのっとり、商店街の振興に必要な施策を実施するよう努める。

本市は、基本理念にのっとり、事業者、商店会、商店会連合会、市民、大学や地元自治会、NPOなどその他の関係団体と連携・協力し、商店街の振興のために必要な施策を実施します。

8 市民の協力

商店街が地域の発展及び市民生活の向上に寄与していることについての理解を深め、商店街の振興に協力する。

市民の皆様には、商店街が地域の発展と市民生活の向上に寄与していることについて御理解いただき、商店街の振興に協力していただくこととしています。

9 商店街の振興に関する基本的施策

◇ 商店街の振興及び地域の発展に関する活動に対する支援

本市は、事業者、商店会、商店会連合会及びその他関係団体が、創意工夫に基づき自発的に行う商店街の振興及び地域の発展に関する計画の策定及び実施その他の活動について、これらを支援するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

◇ 商店街における後継者の育成に関する支援

本市は、商店街の振興を担う後継者の育成を支援するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

◇ 商店街の振興に関する情報の収集及び提供

本市は、商店街の振興に関する情報の収集及び提供のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

◇ 商店街の経営安定及び改善のための指導及び支援

本市は、商店街の経営安定及び改善のための指導及び支援を行うために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

◇ 商店街の共同施設の整備に関する支援

本市は、商店街にある街路灯、アーケードその他の共同施設の整備を支援するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

ここでは、商店街の振興に関して本市の実施する基本的施策を規定します。

本市は、事業者、商店会、商店会連合会、その他関係団体が、創意工夫に基づき自発的に行う商店街の振興と地域の発展のための様々な取組を支援するために必要な措置を講じるよう努めます。

また、本市は、商店街において、いまあるお店を継ぐ人や空き店舗に新しく出店する人等、次代を担う事業者を育てることを支援するために必要な措置や、商店街の振興に関する情報の収集と提供、経営の安定及び改善のための指導や支援を行うために必要な措置を講じるよう努めます。

さらに、本市は、アーケードや街路灯等商店街にある共同施設が、安心安全や利便性の向上という公共的な役割も果たしていることから、これらの整備の支援についても必要な措置を講じるよう努めます。

御意見記入用紙

(御意見等がある項目について記入していただき、そのまま御提出ください。)

○「京都市商店街の振興に関する条例（仮称）」骨子（案）について

1 条例の目的

2 用語の定義

3 基本理念

4 事業者の責務

5 商店会の責務

6 商店会連合会の責務

御意見記入用紙

(御意見等がある項目について記入していただき、そのまま御提出ください。)

7 本市の責務

8 市民の協力

9 商店街の振興に関する基本的施策

○その他（商店街を含む商業の振興策について、皆様のアイデアを御自由にお聞かせください。）

下欄で御回答いただいた内容は、商業振興に向けた今後の事業検討のために役立たせていただきます。

募集期限 平成21年11月25日（水）必着でお願いします。

お名前		性別		年齢	
御住所					